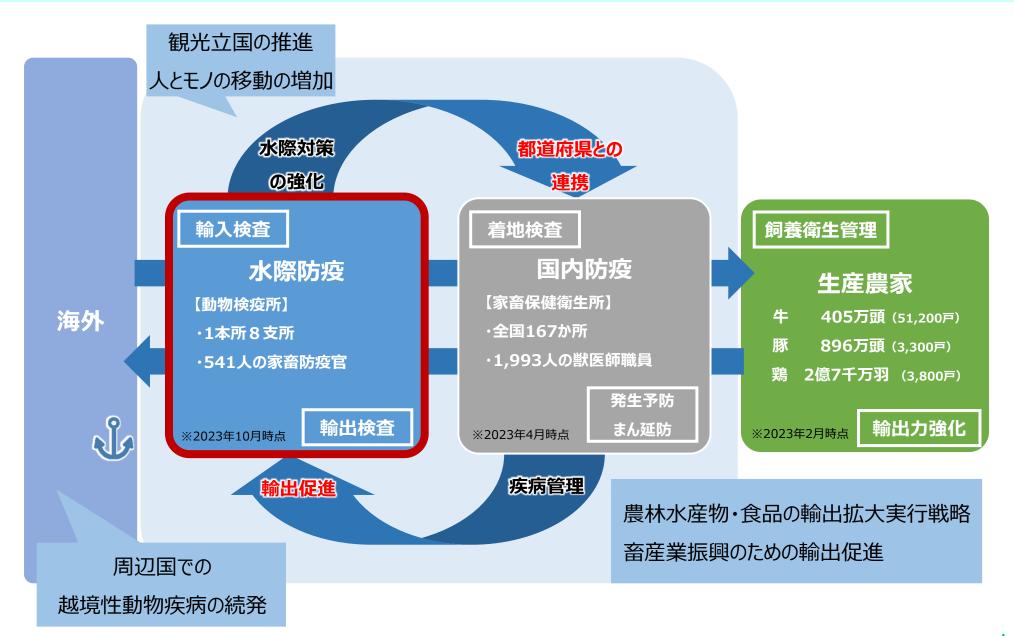
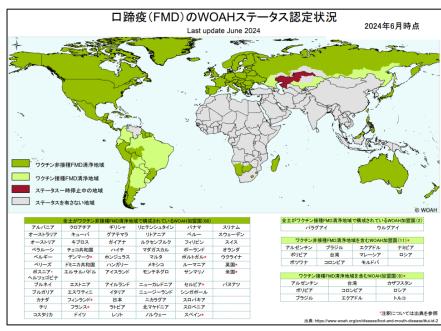
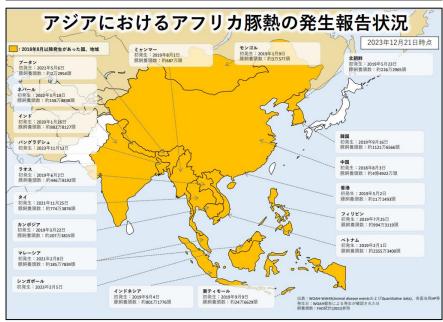


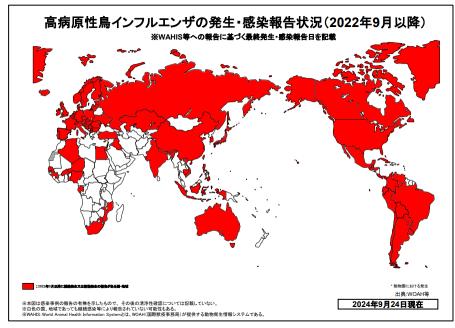
我が国の家畜防疫体制(水際防疫と国内防疫)

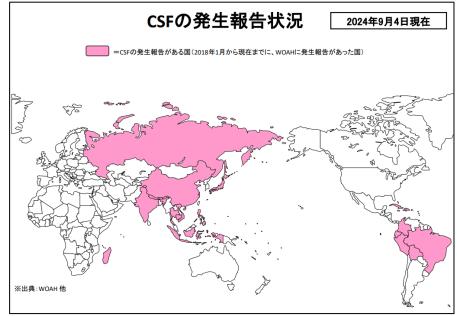


海外における重要伝染病の発生状況









重要伝染病侵入時の国内の経済被害

口蹄疫

平成22年(2010)年に宮崎県で発生 ※我が国では10年ぶりの発生

発生: **292** 農場 (発生自治体数: **11** 市町)

家畜の処分頭数: 牛 69,454 頭、

豚 227,949 頭、

その他 405 頭

※その他…山羊、羊、イノシシ、水牛等



口蹄疫の感染疑いが確認され、埋却処分される牛2010年6月宮崎県都城市: Yahoo!ニュースより

5年間の経済的損失: **2,350億** 円 (宮崎県試算) (https://news.yahoo.co.jp/articles/1c5a80c73772) (https://news.yahoo.co.jp/articles/1c5a80c7372) (https://news.yahoo.co.jp/articles/1c5a80c7372) (https:

豚熱

平成30年(2018)年以降、岐阜県等で発生

※我が国では26年ぶりの発生

発生: 93 事例 (22 都県) ※令和6年9月30日まで

(岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、 山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、 兵庫県、佐賀県、岩手県及び新潟県)

家畜の処分頭数:豚約40.3万頭、

動物検疫所の概要



動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、 畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと



犬・猫等の検査

空海港での旅客等 での手荷物検査

動物検疫業務に係る主な法律

法 律

目 的

主な検疫対象物

検疫対象疾病

家畜伝染病予防法

(昭和26年法律第166号)

家畜の伝染性疾病(寄生虫を 含む)の発生を予防し、及び まん延を防止することにより、 畜産の振興を図る

> 検疫対象物のことを、「指定検疫物」 と言います。

偶蹄類の動物

- . 馬
- ·家きんとその卵
- うさぎ、蜜蜂
- ·犬
- ·これらの骨、肉、皮、毛等
- ・ソーセージ、ハム、ベーコン
- ・穀物のわら及び飼料用の乾草

狂犬病予防法

(昭和25年法律第247号)

狂犬病の発生を予防し、その まん延を防止し、及びこれを撲 滅することにより、公衆衛生の 向上及び公共の福祉の増進を 図る ·犬 ·猫

- ・あらいぐま
- きつね
- ・スカンク



監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種)

R1/H31年の家畜伝染病の発生 ヨーネ病 384戸1,074頭 豚熱(CSF) 45戸102頭 流行性脳炎 1戸1頭 腐蛆病 33戸104群

狂犬病

1958年以降

我が国での発生なし

感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律

(平成10年法律第114号)

感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関し必 要な措置を定めることにより、 感染症の発生を予防し、及び そのまん延の防止を図り、公 衆衛生の向上及び増進を図 る

・サル



エボラ出血熱マールブルグ病

水産資源保護法

(昭和26年法律第313号)

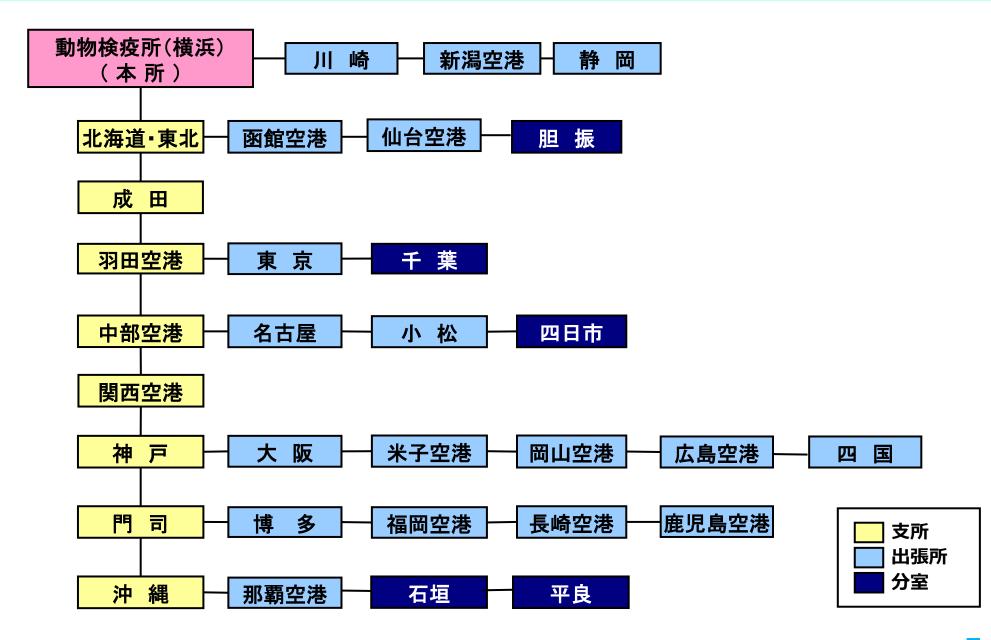
H15のコイヘルペス ウイルス病の発生を機に 対策強化、H19から 動物検疫所で対応 水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来 にわたって維持することに より、漁業の発展に寄与する

- ・魚類(さけ科魚類、こい、ふな属魚類(きんぎょ 等)、こくれん、はくれん等)
- ・甲殻類(くるまえび科えび類、さくらえび科あき あみ属えび類、てながえび科えび類)
- ・貝類等(とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや等)

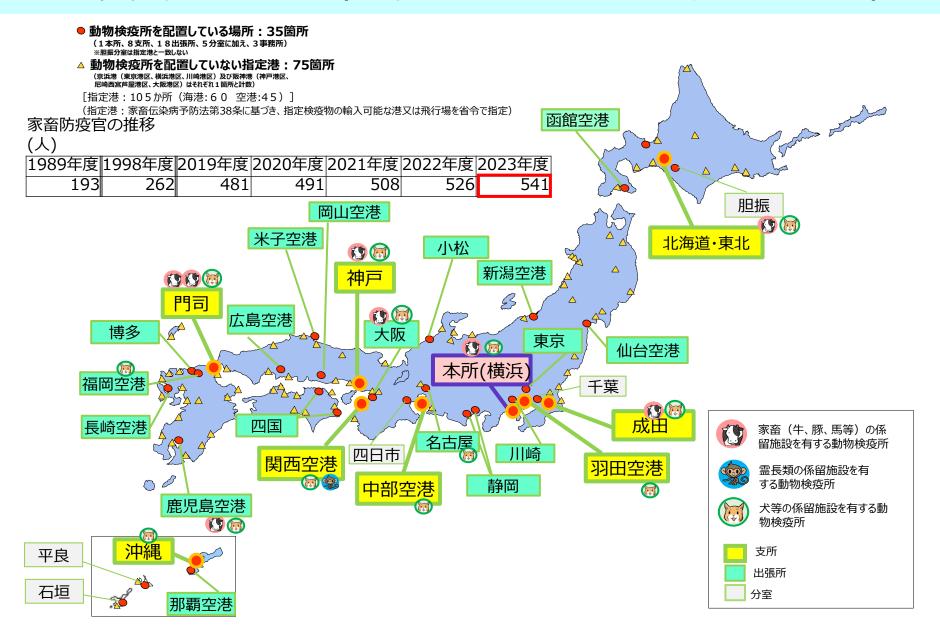
24疾病

コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

動物検疫所の組織(1本所、8支所、18出張所、5分室)



動物検疫所の配置(1本所、8支所、18出張所、5分室)



動物検疫所の家畜の係留施設









鹿児島検疫場

(鹿児島空港出張所)





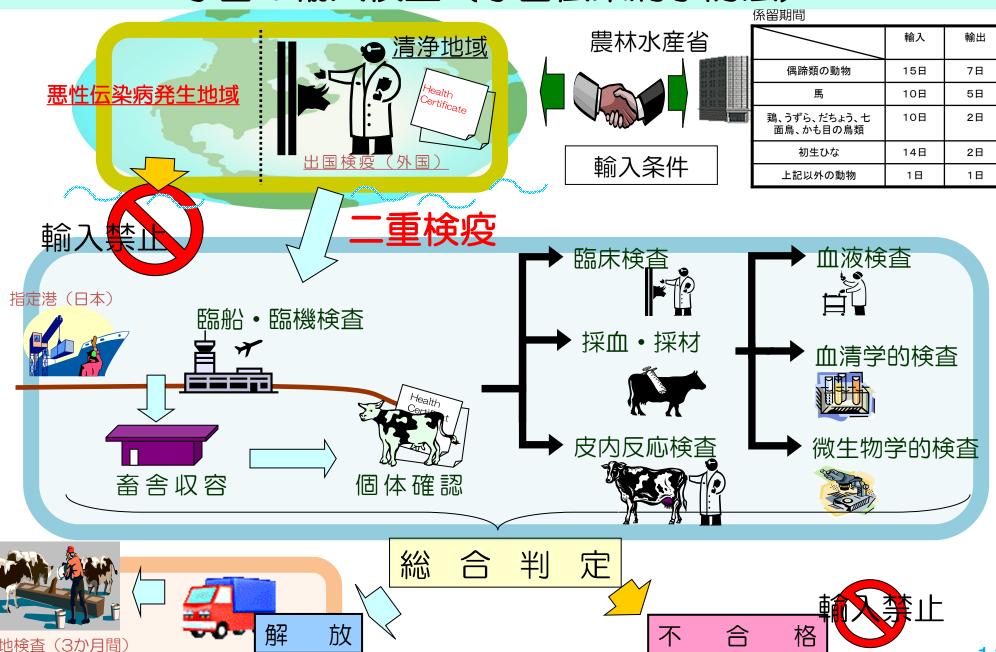


動物の検査

(家畜伝染病予防法)



家畜の輸入検査(家畜伝染病予防法)



(都道府県)

家畜の輸入検査(家畜伝染病予防法)



1. 臨船·臨機検査



2. 係留施設への輸送及び搬入



3. 書類検査



4. 臨床検査



5. 採血·採材



6. 精密検査



7. 返送又は殺処分



8. 解放

検査の信頼性確保業務(実例)ISO/IEC17025:2017

- ○平成16年 GLPの考えに基づく関係要領の制定、標準作業書(SOP)の整備開始
- ○平成19年 検査業務点検(実地点検・定期点検)の開始(管理指導課を設置)
- ○平成24年 ISO/IEC17025 国内で初めて家畜衛生分野で認定

★ISO/IEC17025とは

試験所等の能力の評価に関する国際規格

ISO 9001

組織運営体制に基づく品質保証



試験等の技術的能力の評価



ISO/IEC 17025

- ・適正な組織運営
- ・技術的に的確
- ・妥当な結果を導き出す能力



★ISO/IEC17025認定取得状況

(2021年4月現在)

検査室	検査項目
検疫部 動物検疫課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査
精密検査部 微生物検査課	オーエスキー病中和試験
精密検査部 病理•理化学検査課	ヨーネ病リアルタイムPCR法
精密検査部 海外病検査課	鳥インフルエンザ寒天ゲル内沈降反応 検査
成田支所 動物検疫第1課	豚繁殖·呼吸器障害症候群(PRRS) ELISA法
門司支所 検疫第2課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査

国際機関による**獣医組織能力評価 (PVS)**においても、日本の検疫及び水際のセキュリティは最高評価を受けています。

実験動物:動物実験実施施設の外部検証・認証機関による評価を受け認定証を 取得(中部検査・診断センター、令和2年12月)

家畜防疫官の勤務イメージ (係留施設)

勤務時間 : 8:30 ~ 17:15 (注) 勤務場所によって異なる

*輸入動物の係留検査の流れ

【到着前】

○係留検査の準備

(検査スケジュール作成、検査試薬等の準備、 輸出国の疫学情報等参考となる情報の入手・確認 など)

〇 輸入者等関係者との調整

【到着日】

- 〇 臨機/臨船検査、搬入立会、到着時検査
- ○書類検査
- 〇 個体確認、臨床検査

【係留1日目~】

- ○毎日の臨床観察
- 〇 採血/採材、精密検査実施・判定
- 〇 係留最終日に総合判定







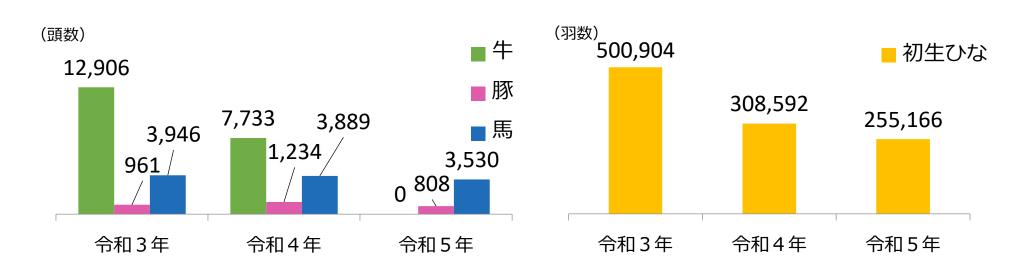
【搬出日】

- 〇 搬出立会
- 畜舎等の清掃・消毒実施の確認

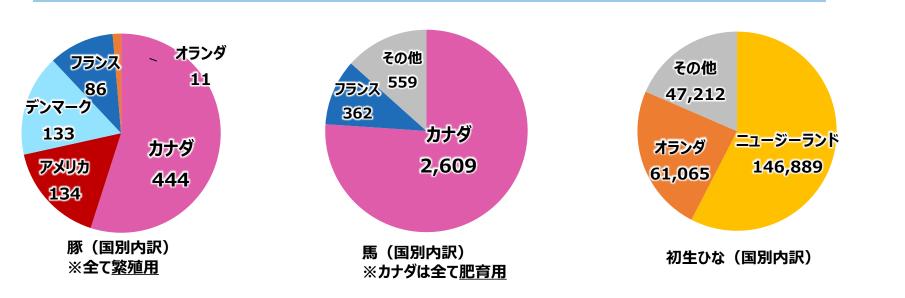




主な家畜の輸入検査実績(令和5年速報値)



令和5年(速報値)国·地域別·用途別内訳

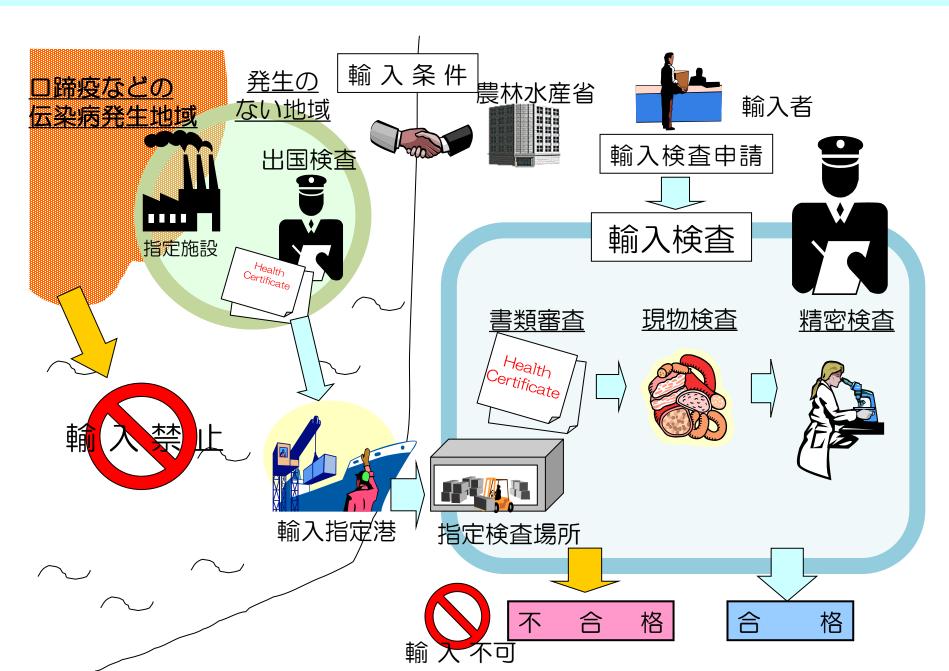


畜産物の検査

(家畜伝染病予防法)



畜産物(肉、ソーセージ等)の輸入検査



畜産物の輸入検査(家畜伝染病予防法)



1. 輸入港への到着



2. 指定検査場所



3. 書類検査



4. 現物検査



5. 精密検査



6. 消毒



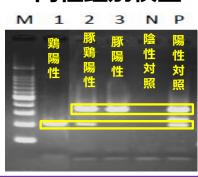
不合格

(1) 卵

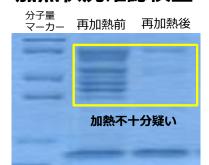
8. 焼却、埋却処分

7. 輸入検疫証明書の交付

肉種鑑別検査



加熱状況確認検査



\$

- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、乳製品、精液、未受精卵、受精卵、糞、 尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン

指定検疫物に該当する畜産物等

(6) 穀物のわら及び乾草

家畜防疫官の勤務イメージ(海港の仕事)

勤務時間: 8:30 ~ 17:15 (注) 勤務場所によって異なる

 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18

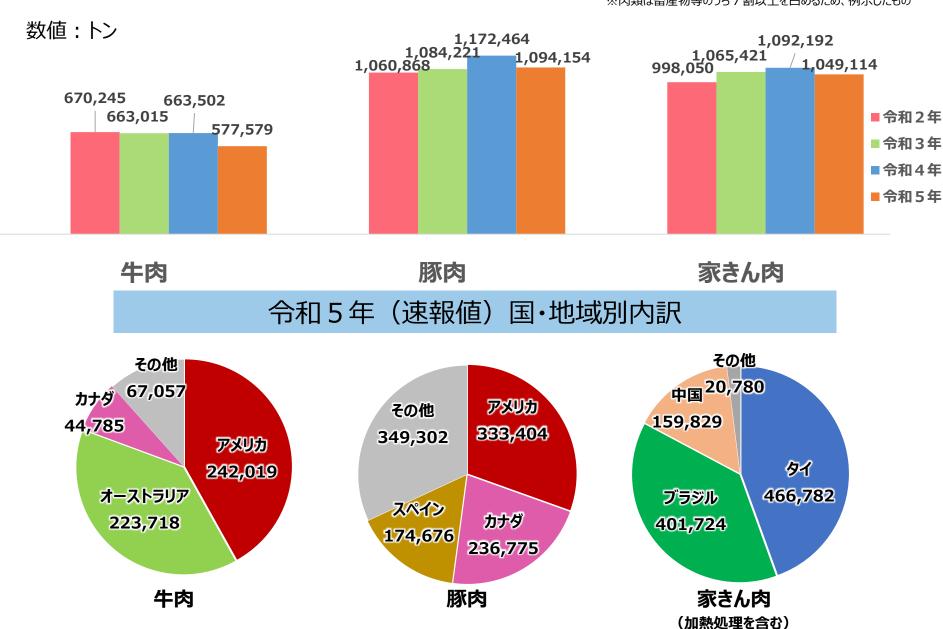
 現物検査(車で倉庫周り)
 翌日分の書類審査

 クルーズ船の携帯品検査
 指密検査等

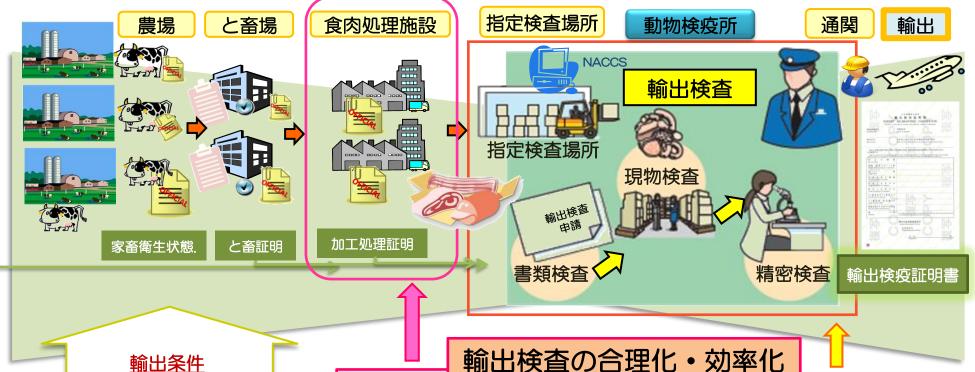


主な畜産物(肉類※)の輸入検査実績(令和5年速報)

※肉類は畜産物等のうち7割以上を占めるため、例示したもの



牛肉等の畜産物の輸出検査(家畜伝染病予防法)



輸出条件

+ 家畜伝染病発生状况、 農場における衛生管理状況の確認

+ と畜場・食肉加工施設における 衛生・品質管理状況の確認

←輸出国の認定施設

+ 保管・輸送中の衛生状態の確認

★書類検査の一環としての現地調査を実施

輸出先国の条件との適合状況や 工場のシステム全体を幅広に確認

☑ 原料・製造工程の管理方法

☑ 作業手順書等

☑ 作業員の教育方法

⇒現地調査済み施設として所内で共有

輸出検査時の

図 添付書類の省略

(製品説明書等)

☑ 現物検査の省略

(抜き打ちで実施)

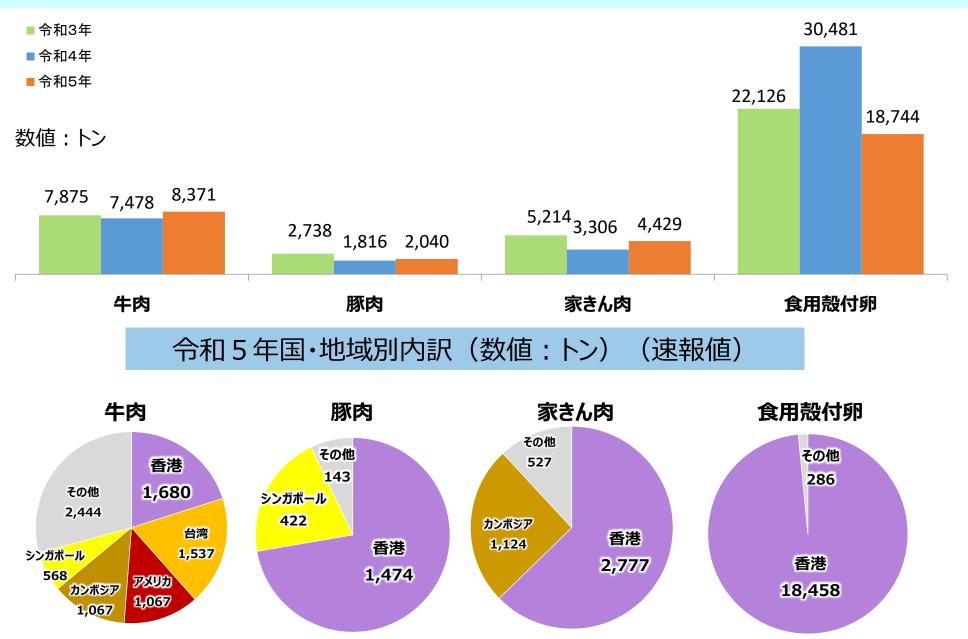
☑ サンプル検査を実施

(指定施設への搬入が不要)

輸出者のメリット

農林水産物の輸出促進、2030年に輸出額5兆円目標の達成目標

牛肉等の畜産物の輸出検査(家畜伝染病予防法)

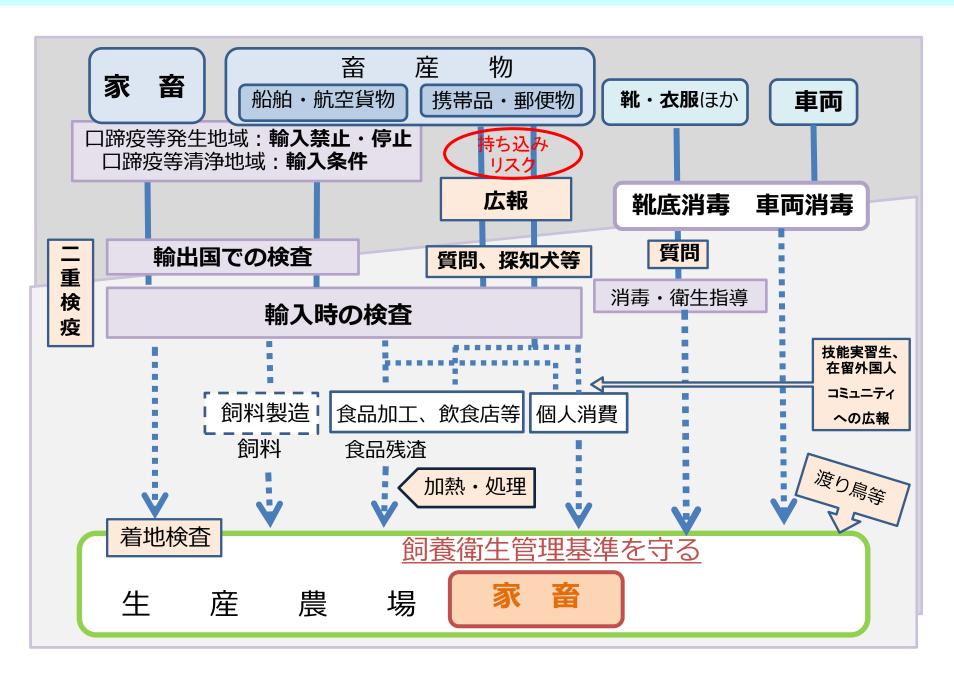


水際対策の強化

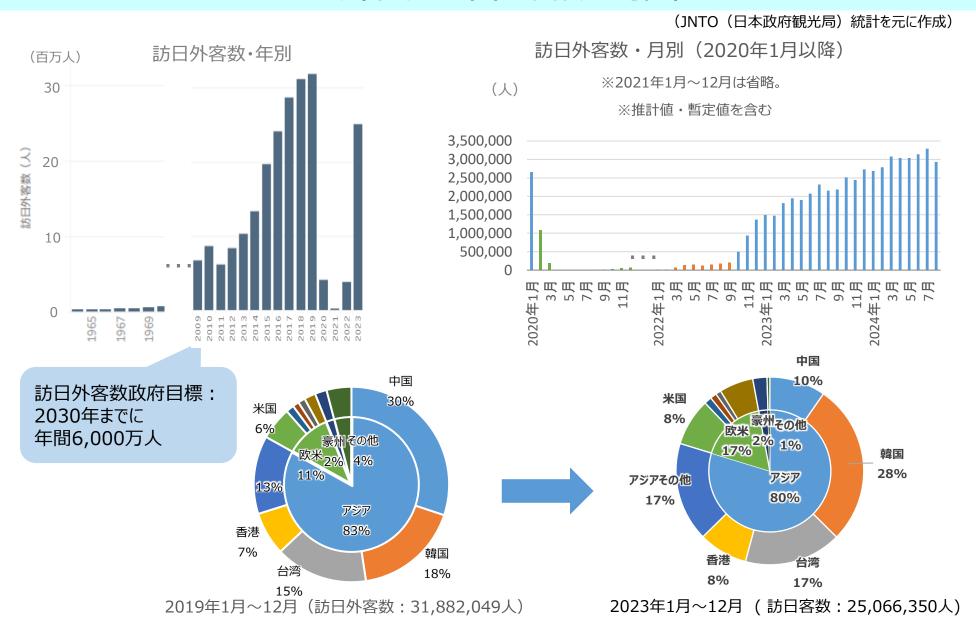
(携帯品検査)



家畜の伝染病の主な侵入経路と対策



訪日外国人旅行者数の推移



国際空海港における旅客に対する水際対策



空港/港

出国前の情報提供





後发912 评论510 號

<海外向け情報配信>

- ·現地SNS
- 海外メディア向けニュースリリース
- ・多言語動画

日本



現場対応検査



靴底消毒



多言語ポスター・リーフレット



税関との連携



口頭質問·通訳



動植物検疫探知犬



自主廃棄用BOX



動植物検疫カウンター

出入国在留管理庁との連携(慎重審査)

- ・広報キャンペーン
- ・入国者への情報提供



空港/港

入国

携帯品・国際郵便物として持ち込まれる畜産物の検疫対応

携帯品・国際郵便物として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

モニタリング検査

検査対象:中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

国、地域名	ウイルス名	分離年	株種
中国	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2(3株), H1N2(1株), H5N6(1株), H5N1(1株)
		2016年	H5N6(1株)、H7N9(1株), H9N2(1株)
		2017年	H7N9(2株)
		2018年	H7N3(1株), H5N6(2株)
	アフリカ豚熱	2019年	2株
台湾	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2(1株)
		2018年	H5N1(1株), H6N1(1株)
フィリピン	ニューカッスル病	2015年	1株
	アフリカ豚熱	2020年	2株
	ニューカッスル病	2016年	1株
ベトナム	鳥インフルエンザ	2016年	H9N2(2株)
		2018年	H5N2(1株), H9N2(1株)
		2019年	H9N2(1株)
ミャンマー	ニューカッスル病	2020年	1株

- 中国、フィリピンから持込まれたソーセージ等の 肉製品4件よりアフリカ豚熱のウイルスが分離
- 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から携帯品・国際郵便として持ち込まれた畜産物よりアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出。

※232件(2024年8月31日現在)



自家製ソーセージ (青島から中部空港)



ソーセージ (上海から中部空港)



豚肉ソーセージ (北京から新千歳空港)



自家製餃子 (ト海から羽田空港)



ソーセージ (上海から羽田空港)



ソーセージ (瀋陽から中部空港)



豚肉調整品(ハノイから成田空港)



(延吉から関西空港)

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査 を必要とする肉製品や農産物を嗅 ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- ・日本では平成17年12月に成田 空港に初めて導入 その後、主要 空港を中心に導入している。
- ·令和2年度末に**140**頭体制を 構築

参考:年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

年度	H17	H27	H30	R1	R2
配置総数	2	18	33	53	140



動物検疫所Webサイト aff 2023年11月号 「動植物検疫探知犬に ついてし



「空港で嗅ぎ分ける検 疫探知犬の活躍 |

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。





ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官(動物検疫 所職員)が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類

ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品

果物







必要に応じてセキュリティタグ※と動植物検疫カ ウンターへの案内紙を装着

→旅客のカウンターへの案内の効率化

※無理に外したり、セキュリティアンテナの側を通ると鳴動する

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 〇 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱(ASF)発生以降、アジアにおいて、18か国・地域 に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品から、ASFウイルスの遺伝子を検出。
- **ASFの我が国への侵入脅威**が高まっているため、水際対策を強化し、家畜伝染病の侵入 防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

1 **質問・検査権限**:入国者の携帯品中の畜産物(肉製品等)の有無を、

家畜防疫官が質問・検査できるよう措置 【法第40条第5項】

2 廃棄権限:携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、

家畜防疫官が廃棄できるよう措置 【法第46条第4項】

3 **厳罰化**:輸入検査に関する<mark>罰則を強化</mark>(近隣諸国と比較しても最高水準)。

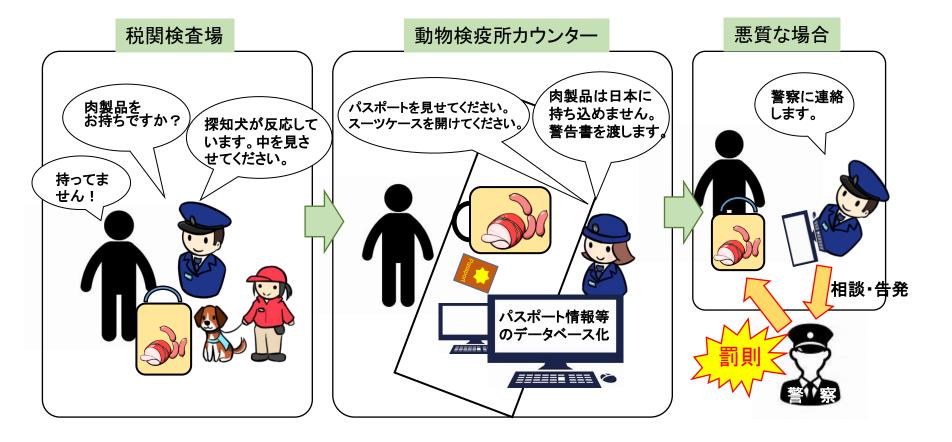
(輸入検査を受けない場合の罰金100万円 【法第63条及び第69条】

→ 300万円(個人)、5,000万円(法人))

家畜伝染病予防法違反事案の対応の厳格化概要

- 1. 申告がないのに肉製品等の所持が発覚
- 2. 違反者のパスポート情報等をデータベース化
- 3. 警告書の交付
- 4. 悪質性が認められる場合は警察に通報・告発
- 5. <u>罰則は</u>三年以下の<u>懲役</u>又は300万円以下の<u>罰金</u> (法人に対しては最高5,000万円)

※令和2年7月1日に 家畜伝染病予防法一 部改正の施行に伴う 罰則強化

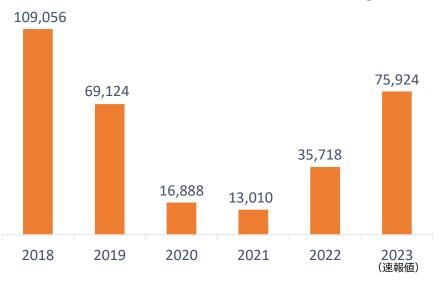


携帯品で持ち込まれた輸入禁止品等の摘発状況*

携帯品による輸入禁止品等の件数(件)

携帯品による輸入禁止品等の数量(kg)





摘発上位国・地域の状況

<2022年>

	国·地域	件数 (件)	重量 (kg)
1	ベトナム	8,095	7,859
2	フィリピン	7,409	5,190
3	韓国	4,896	3,289
4	中国	4,212	2,683
5	タイ	4,052	1,784
6	アメリカ	3,799	1,346

<2023年(速報値)>

	国·地域	件数 (件)	重量 (kg)
1	韓国	25,065	9,886
2	中国	24,502	14,719
3	フィリピン	12,182	7,213
4	タイ	11,520	3,915
5	ベトナム	10,940	9,600
6	アメリカ	6,509	2,585

* 自主放棄、自主申告による廃棄を含む。

家畜伝染病予防法違反事例に対する対応の実績

- 2019年4月22日から2023年12月31日の間に、約3,800 枚の警告書を交付
- これまで携帯品により複数回の違反を繰り返した者、販売目的で持ち込んだ者など悪質性の高い者7件11名、国際郵便で複数回違反を繰り返した者2件4名が逮捕された

◆違法畜産物の持込みによる逮捕事例(2019年4月~)

【携帯品による持込み】

133111 11111111111111111111111111111111				
逮捕者	持込日	空港	違反品	逮捕日
ベトナム人 1名	2019年6月13日	羽田空港	カモ目の卵(約25kg) 偶蹄類の肉(約10kg)	2019年7月21日
日本人2名 フィリピン人1名	2019年5月17日	福岡空港	ソーセージ等(91.1kg)	2019年8月6日 2023年8月27日
タイ人 1名	2019年9月3日	羽田空港	ソーセージ(1.0kg)	2019年9月3日
	2019年6月17日	関西空港	豚肉ソーセージ・ 豚肉調整品(5.25kg)	
ベトナム人 3名	2019年8月6日	関西空港	犬肉(17.6kg)	2019年10月15日
	2019年8月15日	関西空港	牛肉(2.0kg)	
タイ人 1名	2019年11月25日	成田空港	ソーセージ(10.45kg)	2020年1月21日
台湾人 1名	2019年11月14日	中部空港	偶蹄類及びかも目の血液を 含む血餅(計50kg)	2020年3月6日
ミャンマー人 1名	2023年6月23日	羽田空港	偶蹄類の肉等(約1.25kg)	2024年2月12日

【国際郵便による持込み】

逮捕者	持込時期	違反品	逮捕日
中国人 3名	2021年5~6月	ソーセージ等(約395kg)	2022年2月28日、3月1日
中国人 1名	2022年10~11月	ソーセージ等(約11.5kg)	2023年1月25日

◆逮捕事案の持込み物品の例



◆違反者(警告書交付者)の属性

(2019年4月から2023年12月末までの実績)

在日・在留	51.4 %
親族・友人訪問	20.4 %
観光	7.2 %
商用	7.0 %
技能実習	5.7 %
留学	5.3 %
その他	3.0 %
ш ,	

※複数選択可能のため100%にはならない

家畜防疫官の勤務状況(空港)

● 空港のシフト勤務:28日の間に8日間の週休。3~4人一班で5班体制。5日サイクルで夜勤。

8 12 14 15 16 17 18 19 20 22 23 カウンター 問合せ 日勤 休憩 探知犬業務 業務 対応 遅番 カウンター 休憩 問合せ 貨物検査応援 対応 業務 夜勤入 休憩 カウンター 問合せ 輸出犬猫の メール 対応 対応 検査 業務 夜勤明 休憩 メール 臨機検査 仮眠 対応 週休

カウンター業務 手荷物として持ち込まれる畜 産物等の検査



探知犬業務



犬等の輸出入検査



臨機検査



水際対策の強化

(郵便物検査)



国際郵便物の輸入検査

- ・全国の国際郵便局(6か所)において、日本郵便及び税関と協力して検査を実施
- ・権限強化等による違反品の急増

摘発件数

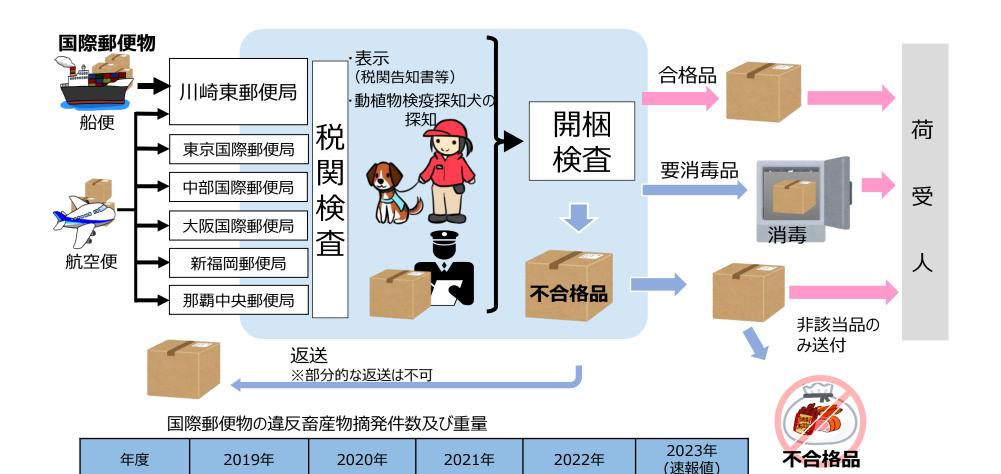
(重量)

11,023件

(15,071 kg)

30,685件

(47,918 kg)



50,898件

(85,703 kg)

53,116件

(85,683 kg)

47,645

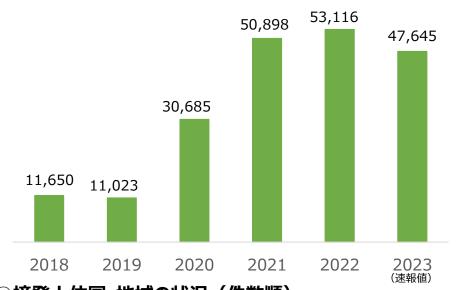
(73,095kg)

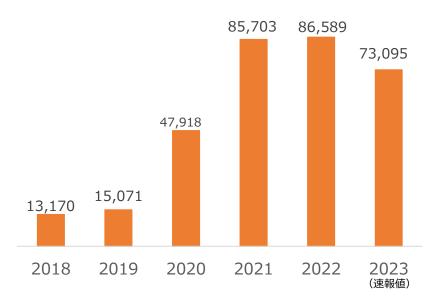
焼 却

郵便物で持ち込まれた違法畜産物の摘発状況









○摘発上位国・地域の状況(件数順)

<2022年>

	国·地域	件数 (件)	重量 (kg)		
1	中国	42,117	46,940		
2	ベトナム	5,818	34,535		
3	アメリカ	1,095	496		
4	タイ	952	662		
5	モンゴル	891	1,659		
6	インドネシア	288	387		

<2023年(速報値)>

	国·地域	件数 (件)	重量 (kg)				
1	中国	34,095	40,693				
2	ベトナム	7,792	26,224				
3	モンゴル	1,116	832				
4	アメリカ	981	379				
5	タイ	963	1,237				
6	インドネシア	499	766				

犬・猫、サル等の検査



犬猫の輸入検査 (狂犬病予防法)

検疫対象疾病:狂犬病(犬、猫、きつね、あらいぐま、スカンク)

(家畜伝染病予防法 関連)

狂犬病発生地域からの輸入の場合、マイクロチップによる個体識別、ワクチンの2回接種、抗体検査、180日 の待機期間が必要。条件を満たしていない場合は、最長180日の係留検査



38

犬及び猫の輸入検疫制度の概要

<帰国フヶ月前頃から準備>



マイクロチップ装着



予防接種1回目 (91日輸以上~)



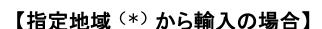
予防接種2回目

30日以上の間隔



抗体検査 (有効期間2年間)

40日以上前の届出



マイクロチップを装着した個体について、以下を充足する証明書がある場合、予防接種なしで輸入可能。

- (1)在住に関する証明
- (2)輸出国において、輸出前過去2年間、 狂犬病の発生がないこと
- (3)輸出前検査の結果、異常がないこと

*:農林水産大臣が定める狂犬病の清浄地域 (オーストラリア、ハワイ等 6地域)



輸出前検査を実施後、証明書を取得し日本へ

全ての手続を終了すれば、 即日入国可能 条件を満たさないと、状 況に応じた係留(最長

180日)

待機期間 (180日間以上)

180

180日に満たない場合、 不足分を係留

サルの輸入検査

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)



検疫対象疾病:エボラ出血熱・マールブルグ病

(対象動物 : 霊長類)

係留施設での30日間の臨床検査

水産動物の輸入許可業務



検疫対象疾病:コイヘルペスウイルス病、イエローヘッド病 (えび)、マボヤの被嚢軟化症 等24疾病

(対象動物:こい、きんぎょその他のふな属魚類、まだい、くるまえび属のえび、まがき、まぼや 等21種)

緊急支援対応

(国内防疫への支援)



国内防疫支援の取組

国内発生時に備えた緊急支援体制の整備

- 緊急支援チームの人材確保
- ・都道府県が行う防疫措置を支援 するために必要な人材

- ワクチン、防疫資材の備蓄、管理
- ・防疫資材の確保、管理
- ・大型防疫資材の利用等

- 関係者との連携強化
- ・都道府県等地方自治体との連携

防疫資材の保管・管理・搬出入







大型防疫資材の搬出入







都道府県との情報共有





防疫資材の保管



動物検疫所で保管する主な防疫資材

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	門司
電気殺処分機	7台	48台	17台	15台	15台
移動式レンダリング装置	1台	1台	1台		1台
盛土用法面保護資材	1式		1式		1式
除染テント	3式	3式	2式		24式
移動式焼却炉			3機		1機
広域防除機			1機		1機
泡殺鳥システム			1機		1機
移動式車両消毒機					5台
防疫用物品 (防護服、医療用廃棄物容器等)	0	0	0	0	0
ワクチン		0		0	0

● 電気殺処分機

● 移動式レンダリング装置



農場で牛・豚の死 体を破砕・加熱処 理する装置

〈処理能力:豚 2,000頭/日〉

● 盛土用法面保護資材



家畜の死体を地上 で埋却するために 用いる資材

〈収容能力(1式): 豚1,000頭×2セット〉

● 除染テント



発生農家等からの退出時、 作業員の除染 に利用

● 移動式焼却炉 (左:非組立型) (右:組立型)





農場で主に家きんの死体等を焼却する装置 処理能力:鶏(左)2,400羽/日(右)6,400羽/日

● 広域防除機



畜舎・車 両の消毒、 汚染物品 の消毒に 利用

● 泡殺鳥システム



平飼い鶏舎や限られたスペースの中で 鶏を殺処分する装置

● 移動式(組立式)車両消毒機





その他 (試験研究、海外との連携など)



動物検疫業務に関する調査研究

新しい検査技術の導入

未導入検査技術のうち、国内に検査機関がない疾病や、海外で新たに確認された疾病を中心に、検査法・診断体制を計画的に導入







検疫業務の効率化に向けた検証

- 輸入禁止品のモニタリング (未加熱肉のASF、AIウイルス汚染状況調査)
- 遺伝子検査による肉製品の畜種鑑別法の検討
- 検疫探知犬の探知実績分析
- 指定検疫物保有者のプロファイリング 等



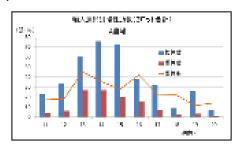




輸出国の疾病発生・管理体制等の情報収集

- 海外の疾病発生状況
- 輸出国の疾病管理体制情報
- 輸入動物の監視伝染病以外の疾病サーベイランス

(例)「豚サーコウイルス2型の浸潤状況調査」



「輸入カニクイザルにおける結核症の集団発生事例」獣医学術奨励賞受賞



輸出入動畜産物のリスク評価

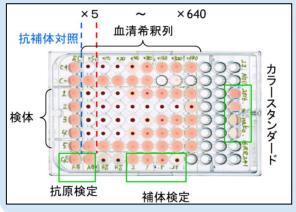
動物、畜産物の輸出入に伴う疾病の国内外への伝播の危険性の評価



国際機関との連携

ドイツOIEリファレンスラボラトリーからの鼻疽検査技術の導入(平成28年)





オーストラリア政府機関と のヨーネ病検査の相互確 認

(平成29年)



英国研究所における 小反芻獣疫の検査技術 導入

(平成29年)



動物検疫所にて分離したウイルス株を 国内外の検査研究機関に分与 (2008年以降 59件190株の実績)

- ・馬インフルエンザワクチン株として使用
- ・鳥インフルエンザワクチン研究に貢献



海外出張 (一例)

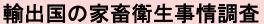
動物検疫所における主な海外出張

- 輸入解禁に向けての輸出国の家畜衛生事情調査
- 海外機関との情報交換
- 検査に関する技術の習得
- 海外機関への技術協力
- OIE等の国際会議の出席











検査の相互確認

キャリアパス

おおむね2~3年程度のサイクルで異動します。動物検疫所内で全国各地の空海港、係留施設、検査室などを巡るケー スもあれば、動物検疫所外の本省、地方公共団体、他省庁、在外公館や国際機関といった様々な部署で働く機会もあり、 多様なキャリアパス設計が可能です。



森口の優佳 神戸支所 検疫課

平成31年入省 北里大学出身

入省理由:食の安定供給と畜産振 興に貢献したいと思ったため

現在の仕事を教えてください。

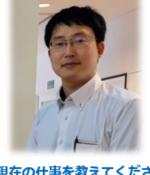
馬、豚、初生ひな、畜産物の輸出入検疫を行っていま す。国内外のレースに出走するために輸出入される競走 馬や、動物園動物の検査を行うこともあります。

印象に残っている出来事を教えて下さい。

国内での疾病発生時に、国からの緊急支援として地元 に派遣され、防疫対応と疫学調査を行ったこと。畜産振 興に貢献したいという志の原点である地元の有事の際に、 その対応の一助を担えたことを感慨深く感じると共に、 国内防疫を通して、家畜の伝染性疾病の侵入を未然に防 ぐ動物検疫という仕事に一層の責任を感じました。

今後の目標や夢を教えてください。

社会情勢が刻々と変化する中で、時代の変化に応じて 業務を進めていけるよう、幅広い分野で経験を積み、多 角的な視点を養っていきたいです。



柴田 明弘

精密検査部 微牛物検査課

平成21年入省 日本大学出身

入省理由:幅広い業務を通じ て様々な経験を積めると思っ たため

現在の仕事を教えてください。

海外から輸入される馬・豚・牛等の輸入検査のうち、ウイ ルス中和試験、間接蛍光抗体法、ELISA等の各種抗体検査や 病原ウイルスの分離を行っています。また、海外へ輸出され る動物についても輸出条件に応じた検査を行っています。

印象に残っている出来事を教えて下さい。

国際旅客により持ち込まれた肉製品の調査を行った際、感 染性のある高病原性鳥インフルエンザウイルス等が分離され たことで、水際防疫における携帯品検査の重要性を再認識し ました。調査結果は肉製品を介して病原体が持ち込まれる可 能性を示す科学的根拠となり、学術論文として取りまとめ学 位の取得につながったことも貴重な経験となりました。

今後の目標や夢を教えてください。

業務を通じて得られた経験や知識、人脈を生かせるセク ションで最大の成果を出すこと。子育てと上手く両立しなが ら仕事をしていきたいです。

略歴

2019年 農林水産省採用

動物検疫所川崎出張所、消費・安全局畜水産安全管理課

2020年 動物検疫所羽田空港支所検疫第1課

2022年 消費・安全局畜水産安全管理課 2022年 動物検疫所神戸支所大阪出張所

2023年 動物検疫所神戸支所検疫課

家畜の輸出入検査 船舶貨物の輸出入検査 愛玩動物看護師法 の施行に係る業務

旅客の携帯品検査

犬猫の輸出入検査

略歴

2009年 農林水産省採用

2010年 動物検疫所神戸支所大阪出張所 2012年 動物検疫所精密検査部微生物検査課

2016年 動物検疫所精密検査部海外病検査課

2019年 動物検疫所成田支所動物検疫第1課 2021年 動物検疫所羽田空港支所検疫第1課_ 2023年 動物検疫所精密検査部微生物検査課

旅客携帯品検査 犬・猫輸出入検査

馬・豚係留検査

動物衛生研究所 長期研修(ウイルス)

若手職員からのコメント (例)

入省の動機、きっかけ

- 農学部の事務室で動物検疫所の受験 案内を見たこと。
- 大学で学んだ専門的な知識を活かして、様々な立場の人の役に立ちたいと考えて。
- ▶ 検疫という立場から日本の畜産振興 に貢献したいから。
- オープンゼミや見学等で探知犬業務 や犬、猫の検疫業務に魅力を感じた から。

仕事のやりがい、魅力①

- ▶ 海外悪性伝染病の侵入を水際で防ぐ! というやりがいが感じられる。
- ▶ 国でしかできないスケールの大きな業務に携ることができ、幅広い社会貢献につながる仕事ができる。
- ➢ 海外出張や国際会議への出席など国際 的な場で活躍できる。
- ▶ 幅広い専門知識を身につけることができ、様々な仕事や現場を体験できる。

入省後の印象、職場の雰囲気



- > 研修制度が非常に充実している。
- ▶ 仕事の内容が幅広いため、より柔軟 な対応が求められる。
- 想像していた"公務員"よりも体力 も 応用力 も必要。
- どのような些細なことでもすぐに相談 しやすい環境。
- ➢ 温かい雰囲気で、笑顔のあるアットホームな職場。

仕事のやりがい、魅力②

- ➢ 福利厚生がしっかりしていて男女の待遇に差がなく、男性も女性も安心して働ける。
- 本省勤務や他機関への出向など、幅広 い経験や、様々な人との出会いがある。
- 異動に伴って全国各地に行くことで日本の良さを知ることができる。



動物検疫所は、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザをはじめ、 悪性伝染病の侵入防止のため職員一丸となって取組んでいます。 御理解と御協力を!!



農林水産省動物検疫所(公式) Instagram 始めました!



業務紹介動面



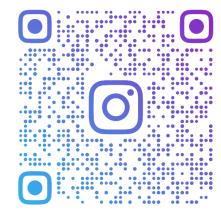
服林木走市 動物檢疫所 Changes





動物検疫について発信中! フォローお願いします!

動植物検疫探知犬 イメージキャラクター「クンくん」 @kunkun_aqsjapan



KUNKUN_AQSJAPAN